

関税割当制度に関する政令

組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り、並びに調製食品品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものとし、ミルクを除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）	〇四〇二 ・一〇 〇四〇二 ・二二 〇四〇二 ・二九	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	七、二六四トン
たものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外の甘味料を加えてないものに限る。）	〇四〇四 ・一〇 〇四〇四	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、置法施行令（昭和十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	四、一四、〇〇〇トン
除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びびら豆以外のもの	〇七一一 ・三二 〇七一一 ・三三 〇七一一 ・三四 〇七一一 ・三五 〇七一一 ・三六 〇七一一 ・三七 〇七一一 ・三九 〇七一一 ・四〇 〇七一一 ・四一 〇七一一 ・四二 〇七一一 ・四三 〇七一一 ・四四 〇七一一 ・四五 〇七一一 ・四六 〇七一一 ・四七 〇七一一 ・四八 〇七一一 ・四九 〇七一一 ・五〇 〇七一一 ・五一 〇七一一 ・五二 〇七一一 ・五三 〇七一一 ・五四 〇七一一 ・五五 〇七一一 ・五六 〇七一一 ・五七 〇七一一 ・五八 〇七一一 ・五九 〇七一一 ・六〇 〇七一一 ・六一 〇七一一 ・六二 〇七一一 ・六三 〇七一一 ・六四 〇七一一 ・六五 〇七一一 ・六六 〇七一一 ・六七 〇七一一 ・六八 〇七一一 ・六九 〇七一一 ・七〇 〇七一一 ・七一 〇七一一 ・七二 〇七一一 ・七三 〇七一一 ・七四 〇七一一 ・七五 〇七一一 ・七六 〇七一一 ・七七 〇七一一 ・七八 〇七一一 ・七九 〇七一一 ・八〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	四、一七七、六〇〇トン
とうもろこしのうち、蒸留酒の製造に使用するもの	〇九〇五 ・九〇 〇九〇五	とうもろこしのうち、アルコール、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	三、七七一、一〇〇トン
とうもろこしのうち、その他のもの	〇四〇五 ・一〇 〇四〇五 ・九〇 〇四〇六 ・一〇 〇四〇六 ・四〇 〇四〇六 ・九〇 〇四〇六	とうもろこしのうち、コーンフロック、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一、二四、四〇〇トン
麦芽（いつてあるか	〇七一一 ・一〇 〇七一一	とうもろこしのうち、蒸留酒の製造に使用するもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	二、八一、〇〇〇トン
乾燥した豆（さやを	〇七一一 ・九〇 〇七一一	乾燥した豆（さやを	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	二、一〇、〇〇〇トン
ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたもの	〇四〇二 ・九一 〇四〇二	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたもの	平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一、五〇〇トン